

令和5年度持続可能な観光推進モデル事業 FAQ

| 分類                             | No  | 項目                             | 質問内容   | 回答内容  |
|--------------------------------|-----|--------------------------------|--|---|
| 1. 持続可能な観光の推進における優良モデルの構築      |     |                                |  |   |
|                                | 1)  | 申請団体                           | 複数市区町村での連携や市区町村内の一部地域に絞って申請する場合、都道府県が主体として申請を行い、地域内の特定地域を対象として実証事業を行うことは可能か。 | 公募申請時に対象地域を明確に記載すれば、申請することが可能です。  |
|                                | 2)  |                                | 協議会等の地域一体となった推進体制の構築に係るステークホルダーのリストアップや協議会の設立は事務局側で進めてもらえるということか。            | 申請団体が主体的に取り組む、事務局と申請団体の双方が連携して、対象となるステークホルダーの検討や協議会の構築を進めていくことを想定しています。   |
|                                | 3)  | 事業内容および支援内容                    | 過年度にGSTC公認トレーニングプログラムを受講している場合も、今年度のGSTC公認トレーニングプログラムを受講する必要があるか。            | 過去にGSTC公認トレーニングプログラムを受講している場合は、今年度は受講しなくても問題ないです。受講しない場合は申請に際して、【様式7_GSTC 公認トレーニングプログラム受講申請】の提出は不要です。今年度も受講を希望される場合は、【様式7_GSTC 公認トレーニングプログラム受講申請】を提出してください。                                     |
|                                | 4)  |                                | GSTC公認トレーニングプログラムへの参加費は申請団体で負担するのか。  | GSTC公認トレーニングプログラムは本事業の一環としての受講となるため、受講費は事務局側で負担いたします。そのため、採択地域が費用負担することはありません。  |
|                                | 5)  |                                | 実証事業として国際認証取得に向けた取組を検討しているが、実証事業として実施可能か。                                    | 国際認証の取得については、「実証事業」とは別で「国際認証・表彰等の取得検討」として、Green Destinations、Best Tourism Villages等の国際認証・表彰等の取得に向けた情報提供等を検討しています。実証事業については、「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」に基づく事業であれば申請対象となります。                       |
|                                | 6)  | 実証事業スケジュール                     | GSTC公認トレーニングプログラムを受講してからでないと、実証事業は開始できないのか。                                  | 実証事業のスケジュールは、採択地域選定後に事務局が派遣する専門家との協議の上で調整するため、GSTC公認トレーニングプログラム受講前に実証事業を開始することも可能です。  |
|                                | 7)  | 対象となる実証事業                      | 実証事業では、JSTS-Dの4分野（マネジメント・社会経済・文化・環境）全ての項目を実施する必要があるのか。                       | 公募要領に記載している実証事業例はあくまでも例のため、4分野全ての項目の実施を必要といたしません。また、公募要領に記載している実証事業例以外の実証事業申請は可能であり、地域の課題に沿って複数を組み合わせた形式の申請も可能です。   |
|                                | 8)  | 実証事業費                          | 実証事業費に制限はあるか。  | 実証事業経費は上限を税込500万円と設定していますが、下限は設定していません。また、選定件数や申請内容、採択地域と事務局が派遣する専門家と協議結果等を踏まえ、最終的に観光庁が判断します。上限額を超える経費を、各地域が自己負担で対応することは問題ございません。   |
|                                | 9)  |                                | 実証事業費について、上限500万円までは全額経費として精算されるのか。  | 採択後に専門家と協議の上で決定した実証事業に係る経費については、税込500万円までが精算可能です。しかし、事業終了後に事務局で対象経費を精査するため、対象外経費と判断された費用については精算の対象外となります。   |
| 2. 持続可能な観光の推進に意欲的な地域を対象とした人材育成 |     |                                |  |   |
|                                | 10) |                                | 登録DMO以外の組織（地元観光協会など）からでも申請は可能か。  | 登録DMO以外でも観光関連団体の職員が所属組織の上長からの推薦により、人材育成プログラムに申請することは可能です。   |
|                                | 11) | 申請・参加対象人材                      | 1団体からの参加人数に制限はあるか。   | 1団体からの参加人数に上限は設けていません。  |
|                                | 12) |                                | 昨年度事業の人材育成プログラムに参加した団体で、昨年度は受講していない人材が今年度の人材育成プログラムに参加することは可能か。              | 昨年度事業に参加した団体で、昨年度の参加者とは別の方が申請することは可能です。   |
|                                | 13) | JSTS-Dに基づく指標理解の研修              | オンラインで受講する場合、空き時間に視聴する形でよいのか。  | 参加者状況や地域事情等を鑑み、柔軟に受講できるよう運用を図る予定です。   |
|                                | 14) |                                | 申請者は8時間の受講が必須だが、候補者は可能な範囲での受講という認識でよいのか。                                     | 人材育成事業の公募で申請される「申請者」においては、人材育成プログラム①JSTS-Dに基づく指標理解の研修の受講が必須となります。人材育成プログラム①JSTS-Dに基づく指標理解の研修のみを受講予定の「候補者」については、参加は任意ですが、①JSTS-Dに基づく指標理解の研修の「受講修了証」を欲しい候補者は、人材育成プログラム①JSTS-Dに基づく指標理解の研修が必須となります。 |
|                                | 15) | 自地域に必要な今後の取組の整理、発表             | 自地域に必要な今後の取組はあくまで整理のみで、実施は求められていないという認識でよいのか。                                | 今後(事業完了後)の取組については、自地域で自身が持続可能な観光を推進していくための行動計画等を策定することを想定しています。策定した行動計画については、上長等に報告するとともに、可能な限り自地域にて取り組んでいただき、組織の取組に繋げていただくことを期待しています。  |
|                                | 16) | 実施形態                           | 公募要領8ページに記載の人材育成プログラム①～⑤はすべてオンラインで実施するのか。                                    | 人材育成プログラム①、②、④、⑤はオンラインでの実施を想定しています。③過去の「持続可能な観光推進モデル事業」における採択地域や人材等との交流会の開催形式については現在検討中です。  |
|                                | 17) | 参加費用                           | 人材育成プログラムは参加費が必要か。   | 各プログラムへの参加費（宿泊・交通費等は除く）は無料です。   |
|                                | 18) | 人材育成プログラムとGSTC公認トレーニングプログラムの違い | 人材育成プログラムはGSTC公認トレーニングプログラムとは異なるものか。   | 「人材育成プログラム」は、「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」に基づいて持続可能な観光を推進する人材を育成するために観光庁が実施するものです。「GSTC公認トレーニングプログラム」は、GSTCが実施する「GSTC-D」、「GSTC-I」に基づく3日間の研修です。   |
|                                | 19) |                                | 今年度の人材育成プログラムを受講するとGSTCトレーニングの修了書は発行されるか。                                    | 今年度の人材育成プログラムを受講しても、GSTCトレーニングプログラムの修了書は発行されません。  |
| 3. その他                         |     |                                |  |   |
|                                | 20) | 各事業への申請                        | 本年度事業の「持続可能な観光の推進における優良モデルの構築」と「持続可能な観光の推進に意欲的な地域を対象とした人材育成」の双方に申請することは可能か。  | 公募申請期間内であれば、両事業に申請することは可能です。  |
|                                | 21) |                                | これまでに事業に採択された申請対象団体でも、本年度事業には申請可能か。  | これまでに事業に参加した申請対象団体でも本年度事業への申請は可能です。   |
|                                | 22) | 申請後の資料差し替え                     | 申請資料を一度提出したが、更新した資料を再度提出することは可能か。  | 公募申請の受付期間内であれば、申請資料の再提出は可能です。   |